

# 十和田市事業継続緊急対策給付金事業に係るQ&A

## 【交通事業者・旅客航路事業者】

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

市内に本社を有するタクシー事業者（市内に営業所を有する場合を含む）、自動車運転代行事業者、高速バス事業者、貸切バス事業者、遊覧船運航事業者です。

問2 提出書類を教えてください。

全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。（※前回の申請時に提出されている場合は省略可。ただし、許可期間が切れている場合や、事業内容が変更となっている場合は、最新のを提出してください。）

○タクシー業・運転代行業

- ・一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可証または自動車運転代行業の認定証の写し
- ・申請日時点の車両登録台数の分かる書類等の写し

例) 営業許可を受ける際に添付した資料、ホームページ等で台数を公開している場合はそのページを印刷したもの、登録車両のナンバー及び会社名を収めた写真とその車体の車検証 など、様式は問いません。

○高速・貸切バス事業

- ・一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し及び事業計画（路線）等の写し
- ・一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可証等の写し

○遊覧船運航事業

- ・一般旅客定期航路事業に係る許可証等の写し及び事業計画（路線）等の写し
- ・旅客不定期航路事業に係る許可証等の写し